

●香川県公告第二百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第七項の規定による変更の届出があったので、法第八条第八項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年四月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の名称及び住所

株式会社フジ

愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

パルティ・フジ十川ショッピングセンター

高松市十川西町字露尾六五五番一ほか

3 変更しようとする事項

一 大規模小売店舗の新設をする日

変更前 平成十四年三月一日

変更後 平成十四年五月三十日

二 大規模小売店舗の名称

変更前 パルティ・フジ十川ショッピングセンター

変更後 フジグラン十川ショッピングセンター北エリア（以下「北」という。）

フジグラン十川ショッピングセンター南エリア（以下「南」という。）

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 八千六十六平方メートル

変更後 北 四千二百七十一平方メートル

南 二千七百十四平方メートル

計 六千九百八十五平方メートル

四 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の収容台数

変更前 八百五十六台

変更後 北 五百四十六台

南 二百五十一台

計 七百九十七台

2 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位 置 別図のとおり

収容台数 七十一台

変更後 位 置 別図のとおり

収容台数 北 二百七台

南 七十七台

計 二百八十四台

3 廃棄物等の保管施設の位置

変更前 別図のとおり

変更後 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

二 届出年月日

平成十四年三月二十九日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部商工政策課

高松市役所産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十四年四月九日（火曜日）から同年八月九日（金曜日）まで